

福井県報

第 88 号
令和 2 年
3 月 31 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,920円郵送料共

— 目 次 —
(※は、県例規集登載事項)

告 示

※県統計調査の告示の一部を改正する

告示(一一八・統計情報課)……………一

○道路の区域の変更(一一九～一二三

・道路保全課)……………三

○道路の供用の開始(一二四～一二六

・同)……………三

○証紙売りさばき人の指定の一部改正

(一二七・審査指導課)……………四

公 告

○福井県医師確保計画の概要(地域医

療課)……………五

教育委員会告示

※福井県立高等学校における主として

専門学科において開設される各教科

・科目の標準単位数(二・高校教育

課)……………五

※福井県立盲学校およびろう学校にお

ける主として専門学科において開設

される各教科・科目の標準単位数(

三・同)……………七

選挙管理委員会告示

○政治団体の届出事項の異動に係る届

出(二〇)……………七

○政治団体の解散の届出(二一)……………九

○平成三十年分の政治団体の収支報告

書の要旨の公表(二二)……………九

告 示

福井県告示第118号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を

次のように定める。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

県統計調査の告示の一部を改正する告

示

県統計調査の告示(平成21年福井県告示

第187号)の一部を次のように改正する。

表中

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求める事項およびその基準となる 期日または期間	報告を求める者	報告を求め るために用 いる方法	報告を求める期間
福井県就業実態調査 就職支援施策に必要な不可欠な就業 ・不就業に関するデータを蓄積し 、就業改善のための基礎資料を得 ることを目的とする。	福井県内全域 世帯 (15歳以上の者)	氏名 (任意) および男女の別、出生の年 月、配偶の関係、卒業の状態、調査日を 最終日とする7日間における就業状態、 従業上の地位、勤め先、業主などの事業 の産業分類、求職活動の有無、就業可能 時期、探している仕事に主にするものか 、かたわらにするものか、探している仕 事の形態、仕事を探し始めた理由、求職 方法、仕事を探し始めてからの期間、仕 事に就けない理由、転職などの希望の有 無 毎月末日現在 (12月、3月は26日現在) 。ただし、就業状態に関する事項につい ては、調査日を末日とする1週間の状態 について調査する。	毎月約2,000名	県一民間事 業者一調査 員一報告者 調査員調査	調査月の翌月5日

を

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求める事項およびその基準となる 期日または期間	報告を求める者	報告を求め るために用 いる方法	報告を求める期間
福井県就業実態調査 就職支援施策に必要な不可欠な就業 ・不就業に関するデータを蓄積し 、就業改善のための基礎資料を得 ることを目的とする。	福井県内全域 世帯 (15歳以上の者)	氏名 (任意) および男女の別、出生の年 月、配偶の関係、卒業の状態、調査日を 最終日とする7日間における就業状態、 従業上の地位、今の雇用形態で働く理由 、勤め先、業主などの事業の産業分類、 求職活動の有無、就業可能時期、探して いる仕事に主にするものか、かたわらに するものか、探している仕事の形態、仕 事を探し始めた理由、求職方法、仕事を 探し始めてからの期間、仕事に就けない 理由、転職などの希望の有無 毎月末日現在 (12月、3月は26日現在) 。ただし、就業状態に関する事項につい ては、調査日を末日とする1週間の状態 について調査する。	毎月約2,000名	県一民間事 業者一調査 員一報告者 調査員調査	調査月の翌月5日

に改める。

附 則

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

福井県告示第119号

一般国道476号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和2年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般国道	4776号	新	今立郡池田町東俣 20字明正田49番3から 20字明正田21番5まで	9.4 ～ 9.4	150
		旧	今立郡池田町東俣 20字明正田49番3から 今立郡池田町東俣 20字明正田21番5まで	9.4 ～ 9.4	150

福井県告示第120号

主要地方道三国東尋坊芦原線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次の

とおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和2年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
主要地方道	三国東尋坊芦原線	新	坂井市三国町梶3 4地先から 坂井市三国町浜地 31字浜ノ田3番 3まで	10.0 ～ 14.7	1157.3
		旧	坂井市三国町梶3 8字安塔山37番 4地先から 坂井市三国町浜地 31字浜ノ田3番 3まで	10.0 ～ 14.7	1157.3

福井県告示第121号

一般県道上唯野西屋勝山線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和2年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般県道	上唯野西屋勝山線	新	北ノ畑24番2地 先から 大野市花房14字 北ノ畑20番4ま で	7.0 ～ 9.3	55.0
		旧	大野市花房14字 先から 大野市花房14字 北ノ畑20番4ま で	5.8 ～ 7.0	55.0

福井県告示第122号

一般県道中小屋武生線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和2年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般県道	中小屋武生線	新	南条郡南越前町上 野66字下五十分 19番3から 南条郡南越前町上 野66字下五十分 19番3まで	9.9 ～ 20.2	70.5
		旧	南条郡南越前町上 野66字下五十分 19番3から 南条郡南越前町上 野66字下五十分 19番3まで	9.9 ～ 9.9	80.4

19番3まで

福井県告示第123号

一般県道音海中津海線の下記区間において、旧道の移管に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和2年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般県道	音海 中津海線	新	大飯郡高浜町音海 77字港1番3か ら 大飯郡高浜町田ノ 浦1字田ノ浦5番 3まで	9.6 ～ 52.1	1,640.0
		旧	大飯郡高浜町音海 77字港1番3か ら 大飯郡高浜町田ノ 浦1字田ノ浦5番 3まで	9.6 ～ 52.1	1,640.0

福井県告示第124号

一般国道476号の下記区間において、道

路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和2年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	476号	今立郡池田町東俣20字明正田22番6から今立郡池田町東俣24字中河原18番3まで	令和2年3月31日

福井県告示第125号

主要地方道三国東尋坊芦原線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和2年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方	三国東尋坊芦原線	坂井市三国町榎40字下浜4番から坂井市三国町浜地31字浜ノ田3番	令和2年3月31日

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	37号	上野野屋勝山線	令和2年3月31日

福井県告示第126号

一般県道上野野屋勝山線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和2年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	37号	上野野屋勝山線	令和2年3月31日

福井県告示第127号

証紙売りさばき人の指定（平成27年福井県告示第650号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

福井県知事 杉本 達治

表中

証紙売りさばき人の住所および名称	証紙売りさばき場所
越前市文京2丁目13-39 丹南健康福祉センター内 武生食品衛生協会	越前市文京2丁目13-39 丹南健康福祉センター内 武生食品衛生協会

を

証紙売りさばき人の住所および名称	証紙売りさばき場所
越前市上太田町 4 1 - 5 南越合同 庁舎内	越前市上太田町 4 1 - 5 南越合同 庁舎内
武生食品衛生協会	武生食品衛生協会

改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 0 条の 4 第 1 項の規定により、福井県医療計画の一部として福井県医師確保計画（以下「計画」という。）を定めたので、その概要を次のとおり公示する。

なお、計画は、この公示の日から 1 か月間、福井県健康福祉部地域医療課および各県健康福祉センターに備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

福井県知事 杉本 達治

「第 1 部 医師確保編」

第 1 章 計画の基本的事項

1 趣旨

2 計画期間

3 基本的な考え方

第 2 章 本県の実況

1 医師数

2 人口・医療需要

3 各医療圏の概況

第 3 章 医師偏在指標

1 医師偏在指標の考え方

2 医師多数区域・医師少数区域

第 4 章 医師確保の方針および目標医師数

1 医師確保の方針

に

2 目標医師数

第 5 章 目標医師数を達成するための施策

1 本県で働く医師を増やす

2 地域偏在を解消する

3 診療科偏在を解消する

4 働き方改革を進める取組み

第 6 章 産科・小児科における医師確保計画

1 医師偏在指標・医師確保の方針等

2 医師確保対策

第 7 章 計画の推進体制と評価

1 推進体制

2 計画の進行管理・評価

「第 2 部 外来医療編」

第 1 章 計画の基本的事項

1 趣旨

2 計画期間

3 基本的な考え方

第 2 章 本県の外来医療提供体制の現状

1 外来対応医師数

2 医療施設数

3 外来患者数

4 その他の外来医療機能の状況

5 医療機器の配置状況

第 3 章 各二次医療圏の外来医療提供体制の現状

第 4 章 外来医師偏在指標

1 外来医師偏在指標の考え方

2 外来医師多数区域の設定

第 5 章 外来医療の提供体制の充実に向けた取組み

参考資料

参考資料

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第 2 号

高等学校学習指導要領（平成 3 0 年文部科学省告示第 6 8 号）第 1 章第 2 款の 3 (1) のウ

の規定に基づき、福井県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数（平成 2 2 年福井県教育委員会告示第 2 号）の全部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

なお、改正後の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日に現に在学する者については、在学しなくなるまでの間、改正前の規定を適用する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

福井県教育委員会

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

<農業>

科	目	標準単位数
農	業 と 環 境	2 ～ 6
課	題 研 究	3 ～ 6
総	合 実 習	3 ～ 10
農	業 と 情 報	2 ～ 8
作	業 と 情 報	2 ～ 8
野	果 菜 物	2 ～ 8
果	樹 木	2 ～ 8
草	花 草	2 ～ 8
畜	産 畜	2 ～ 10
裁	培 と 環 境	2 ～ 6
飼	育 と 環 境	2 ～ 6
農	業 経 営	2 ～ 6
農	業 機 械	2 ～ 6
植	物 バイオテクノロジー	2 ～ 6
食	品 製 造	2 ～ 8
食	品 化 学	2 ～ 8
食	品 微 生 物	2 ～ 6
食	品 流 通	2 ～ 6
森	林 科 学	2 ～ 8
森	林 経 営	2 ～ 8
林	産 物 利 用	2 ～ 8
農	業 土 木 設 計	2 ～ 10

農業土木施工	2～10
水循環環境	2～8
造園設計	2～8
造園施工管理	2～8
造園植栽	2～8
測量	2～10
生物活用	2～8
地域資源活用	2～8

<工業>

科目	標準単位数
工業技術基礎	2～4
課題研究	2～6
実習	2～16
製情報数理	2～12
工業材料技術	2～8
工業技術英語	2～4
工業管理技術	2～8
工業環境技術	2～6
機械設計	2～8
機械製作	2～8
原動機	2～4
電子機械	2～8
生産技術	2～8
自動車工学	2～10
自動車整備	2～8
船舶工学	2～18
電気回路	2～10
電気機器	2～6
電機技術	2～8
電子技術	2～6
電子回路	2～6
電子計測制御	2～6
通信技術	2～6
プログラミング技術	2～8
ハードウェア技術	2～8
ソフトウェア技術	2～8

コンピュータシステム技術	2～8
建築構造	2～6
建築設計	2～8
建築構設計	2～8
建築施工	2～6
建築法規	2～4
設備計画	2～6
空気調和設備	2～8
衛生・防災設備	2～8
測量	2～8
土木盤力	2～10
土木構造	2～8
土木盤力設計	2～8
社会基盤工学	2～4
工業化学	2～12
化学工学	2～8
地球環境化学	2～6
材料製造技術	2～6
材料工学	2～6
材料加工	2～6
セラミックス化学	2～6
セラミックス技術	2～6
セラミックス工業	2～6
繊維製品	2～6
繊維・染色技術	2～6
染色技術	2～6
インテリア計画	2～6
インテリア装飾	2～6
インテリアメソッド生産	2～6
デザイン実践	2～6
デザイン材料	2～4
デザイン史	2～4

<商業>

科目	標準単位数
ビジネス実務	2～4
課題研究	2～6
総合実践	2～4

ビジネス・コミュニケーション	2～4
マーケティング	2～4
商品開発	2～4
観光ビジネス	2～4
ビジネス・マネジメント	2～4
グローバル経済	2～4
ビジネス法規	2～4
簿記	2～6
財務会計	2～6
財務会計II	2～4
原価計算	2～6
管理会計	2～4
情報処理	2～8
ソフトウェア活用	2～6
プログラミング活用	2～6
ネットワーキング管理	2～4

<水産>

科目	標準単位数
水産基礎	2～6
課題研究	2～8
総合実習	2～12
海洋情報	2～6
水産海洋科学	2～8
漁業	2～8
航海・計測	2～8
船舶運送	2～10
船舶用関	2～12
機械設計	2～6
電機工学	2～10
移動通信	2～8
海洋通信	2～10
資源増殖	2～10
海洋生物	2～8
海洋環境	2～8
小型船舶	2～4
食品製造	2～12

食品管理	2～12
水産流通	2～6
デザインスポーツ	2～4

<家庭>

科目	標準単位数
生活産業基礎	2～4
課題研究	2～4
生活産業情報	2～6
消費生活	2～4
保育基礎	2～6
保育実践	2～8
生活福祉	2～4
住生活デザイン	2～6
服飾文化	2～4
ファッション造形基礎	2～10
ファッション造形	2～10
ファッションデザイン	2～14
服飾芸	2～4
ファッションデザイン	2～6
食文化	1～2
食調理	4～18
栄養	2～4
食品	2～4
食品衛生	2～5
公衆衛生	2～4
総合実習	2～4

<看護>

科目	標準単位数
基礎看護	2～11
人体の構造と機能	2～7
疾病の成り立ちと回復の促進	2～8
健康支援と社会保障	2～7
成人看護	2～6
老年看護	2～4
精神看護	2～4
在宅看護	2～4

母性看護	2～4
小児看護	2～4
看護の統合と実践	2～4
看護の臨床実習	10～21
看護情報活用	2～4

<情報>

情報産業と社会	2～4
情報課題研究	2～6
情報の表現と管理	2～6
情報テクノロジー	2～6
情報セキュリティ	2～6
情報システムのプログラミング	2～10
ネットワークシステム	2～6
データデータベース	2～8
情報データベース	2～6
コンテンツの制作と発信	2～6
メディアアーツとサービスマ	2～4
情報報実習	2～10

<福祉>

社会福祉基礎	2～6
介護福祉基礎	2～6
コミュニケーション技術	2～4
生活支援技術	2～12
介護支援過程	2～6
介護総合演習	2～3
介護実演習	2～16
ここからからの理解	2～8
福祉情報	2～4

<理数>

理科	標準単位数
理数	4～8
理数	7～15
理数	2～6
理数	2～10
理数	2～10

理科	標準単位数
理数	2～10

<体育>

スポーツ概論	3～6
スポーツ概論	1～18
スポーツ概論	1～18
スポーツ概論	1～18
スポーツ概論	1～18
スポーツ概論	1～18
スポーツ概論	1～18
スポーツ概論	1～18
スポーツ総合演習	3～6

<音楽>

音楽概論	3～9
音楽概論	2～6
音楽概論	2～6
音楽概論	2～6
音楽概論	2～6
音楽概論	2～6
音楽概論	2～6
音楽概論	2～6
音楽概論	2～6
音楽概論	2～6

<美術>

美術概論	2～4
美術概論	2～4
美術概論	2～4
美術概論	2～4
美術概論	2～4
美術概論	2～4
美術概論	2～4
美術概論	2～4
美術概論	2～4
美術概論	2～4

英語	標準単位数
総合英語	3～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6

<英語>

総合英語	3～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6
総合英語	4～6

福井県教育委員会告示第3号

福井県立盲学校およびろう学校の専門教育に関する教科・科目の標準単位数（平成22年福井県教育委員会告示第3号）の全部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

なお、改正後の規定にかかわらず、令和4年3月31日に現在在学する者については、在学しなくなるまでの間、改正前の規定を適用する。

令和2年3月31日

福井県教育委員会

福井県立盲学校高等部の主として専門学科

において開設される各教科・科目の標準単位数

<保健医療>

診療と社会	標準単位数
診療と社会	2
診療と社会	6～10
診療と社会	6～10
診療と社会	6～10
診療と社会	6～10
診療と社会	6～10
診療と社会	6～10
診療と社会	6～10
診療と社会	6～10

課題研究	5～12
------	------

<医療>

診療と社会	標準単位数
診療と社会	3
診療と社会	12
診療と社会	12
診療と社会	12
診療と社会	12
診療と社会	12
診療と社会	12
診療と社会	12
診療と社会	12

福井県立ろう学校高等部の主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

福井県立ろう学校高等部の主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は、福井県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数（令和2年福井県教育委員会告示第2号）によることとする。

福井県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成31年 2月18日	田嶋大樹後援会	田嶋 大樹	主たる事務所の所在地 代表者	大野市若杉町1610 田嶋 大樹	大野市日吉町17-10 松谷 茂樹
平成31年 3月14日	前川和治後援会	前川 和治	主たる事務所の所在地	敦賀市沓見16-10-3	敦賀市沓見18-1
平成31年 3月17日	浅野好一後援会	山東 和夫	会計責任者	面 宏幸	宮本 三郎
令和元年 5月1日	佐々木かずや後援会	畑中 正明	会計責任者	中村 峰男	金丸 治美
令和元年 5月1日	福井県退職公務員政治連盟	旭 信昭	代表者	旭 信昭	蓮川 貢
令和元年 5月26日	日本行政書士政治連盟 福井県支部	坪川 貞子	会計責任者	松宮 昌弘	井関 大藏
令和元年 5月30日	日本弁護士政治連盟 福井県支部	寺田 直樹	会計責任者	野条 泰永	光照 良貞
令和元年 6月15日	自由民主党今庄支部	高谷 皓之	会計責任者	喜村 喜代治	秋田 重敏
令和元年 8月1日	大久保恵子後援会	笠原 章	会計責任者	大久保 恵子	須磨 美佐子
令和元年 8月1日	市民グループア風	笠原 章	会計責任者	大久保 恵子	水間 たか子
令和元年 9月1日	縄手博和後援会	縄手 博和	主たる事務所の所在地	敦賀市市野々町2-1593	敦賀市公文名11-219
令和2年 1月30日	ダニエル益資後援会	ダニエル 益資	代表者 会計責任者	ダニエル 益資	澤田 国夫
令和2年 1月30日	夏休みの宿題を廃止する会	ダニエル 益資	名称	夏休みの宿題を廃止する会	夏休みの宿題廃止党
令和2年 2月1日	福井市商店街政策懇話会	前側 宏	会計責任者	木本 茂樹	榊原 英夫
令和2年 2月8日	福井県民主教育政治連盟	山本 正雄	代表者	山本 正雄	堂前 廣
			代表者	橋岡 克典	久保 主計

令和2年 2月15日	横山たつひろ後援会	橋岡 克典	会計責任者	矢野 義和	齊藤 重範
令和2年 2月19日	自由民主党福井県自 動車販売支部	浮田 啓三	会計責任者	安藤 和博	酒井 定雄
令和2年 2月24日	宮本たかしを育てる 会	宮本 俊	代表者	宮本 俊	河嶋 衛
令和2年 3月1日	自由民主党福井県越 前市今立郡南条郡第 三支部	宮本 俊	会計責任者	河嶋 衛	眞柄 一明
令和2年 3月2日	立憲民主党福井県第 1区総支部	野田 富久	主たる事務所の 所在地	福井市春山1-9-31	福井市中央1-3-5
令和2年 3月2日	立憲民主党福井県連	野田 富久	主たる事務所の 所在地	福井市春山1-9-31	福井市中央1-3-5

福井県選挙管理委員会告示第21号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。
令和2年3月31日
福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成31年1月30日	東川つぐお後援会	坪田 雅一
令和元年12月1日	土田光を育てる会	土田 光
令和元年12月10日	高木毅今庄町後援会	澤崎 信雄
令和元年12月31日	田嶋大樹後援会	田嶋 大樹
令和元年12月31日	釣本晋次後援会	釣本 晋次
令和2年2月2日	浜上雄一後援会	井ノ本 晃一郎
令和2年3月2日	自由民主党福井県敦賀市第一支部	石川 与三吉
令和2年3月2日	石栄会	中瀬 実

福井県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、平成30

年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年3月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

〔政党の支部〕

政治団体の名称 自由民主党清水支部

報告年月日 令和2年3月13日

1 収入総額	760,619	
前年繰越額	21,868	
本年収入額	738,751	
2 支出総額	760,619	
3 翌年への繰越額	0	
4 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	70,200 (61名)	
寄附	150,000	
〔うち寄附のあつせんによるもの〕	0	
個人分	150,000	
借入金	243,550	
藤田 諭	243,550	
本部または支部から供与された交付金に係る収入	20,000	
自由民主党福井県支部連合会	20,000	
その他の収入	255,001	
一件十万円未満のもの	255,001	
5 支出の内訳		
経常経費	13,963	
備品・消耗品費	13,963	
政治活動費	746,656	
組織活動費	746,656	
6 寄附の内訳		
〔個人分〕		
(寄附者の氏名) (金額) (住所)		
藤田 諭	150,000	福井市

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 田嶋大樹後援会

報告年月日	令和2年3月5日
1 収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
2 支出総額	0
3 翌年への繰越額	0

令和二年三月三十一日印
 令和二年三月三十一日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
 印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
 福井県福井市文京一丁目十九、二十 高桑印刷(株)

☎ 六三三二番